病後児保育受け入れ基準

病後児保育では、事前の診察で医師により保育室の利用が不可能と判断された場合は、

受け入れをお断りしています。

【病後児保育を利用できない病状・症状】

1. 伝染性疾患(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、流行性角結膜炎、ロタ等)の急性期で、他児に感染する恐れが多い。
2. 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い。
3. 38.0℃以上の発熱が続いている。
4. 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりしていて元気がない　等)がある。
5. 咳がひどく、呼吸困難である(喘息発作を含む)。
6. 食事摂取が不可能な状態。
7. その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合。

【各感染症と目安となる許可基準】

1. 麻疹(解熱後3日が経過すれば利用可能)
2. 風疹(発疹の消失後に利用可能)
3. 水痘(すべての発疹が痂皮化すれば利用可能)
4. 流行性耳下腺炎(耳下腺炎、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過すれば利用可能)
5. インフルエンザ(発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過すれば利用可能)
6. マイコプラズマ感染症(解熱後24時間経過し咳の程度が軽くなれば利用可能)
7. RSウイルス感染症(解熱後、呼吸状態が安定し全身状態が改善すれば利用可能)
8. ヒトメタニューモウイルス感染症(解熱後、呼吸状態が安定し全身状態が改善すれば利用可能)
9. 溶連菌咽頭炎(抗生剤の内服中で、発熱なく一般状態が安定している)
10. 咽頭結膜炎(＝プール熱)(発熱、眼脂、流涙が軽快していれば利用可能)
11. ヘルパンギーナ(口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく水分摂取が可能であれば利用可能)
12. 手足口病(口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく水分摂取が可能であれば利用可能)
13. ロタウイルス・ノロウイルス等の感染性胃腸炎(下痢が2～3回/日であり嘔吐していない状態であれば利用可能)

※解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37℃台に解熱したことをさします。